

神戸市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、「SDGs 目標達成に向けた持続可能なまちづくり」の実現を目指し、データを活用した神戸市の課題解決に協働で取り組むため、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) データを活用した地域の課題解決に関すること（人財交流含む。）
- (2) スタートアップや市内企業の支援に関すること。
- (3) 首都圏における神戸の魅力向上・情報発信に関すること。
- (4) 健康医療・ヘルスケアに関すること。
- (5) 認知症の人にやさしいまちづくりの推進に関すること。
- (6) 地域の安全・安心に関すること。
- (7) 人材育成に関すること。

2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月2日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長

乙 東京都千代田区神田駿河台3-9
三井住友海上火災保険株式会社
代表者 取締役社長